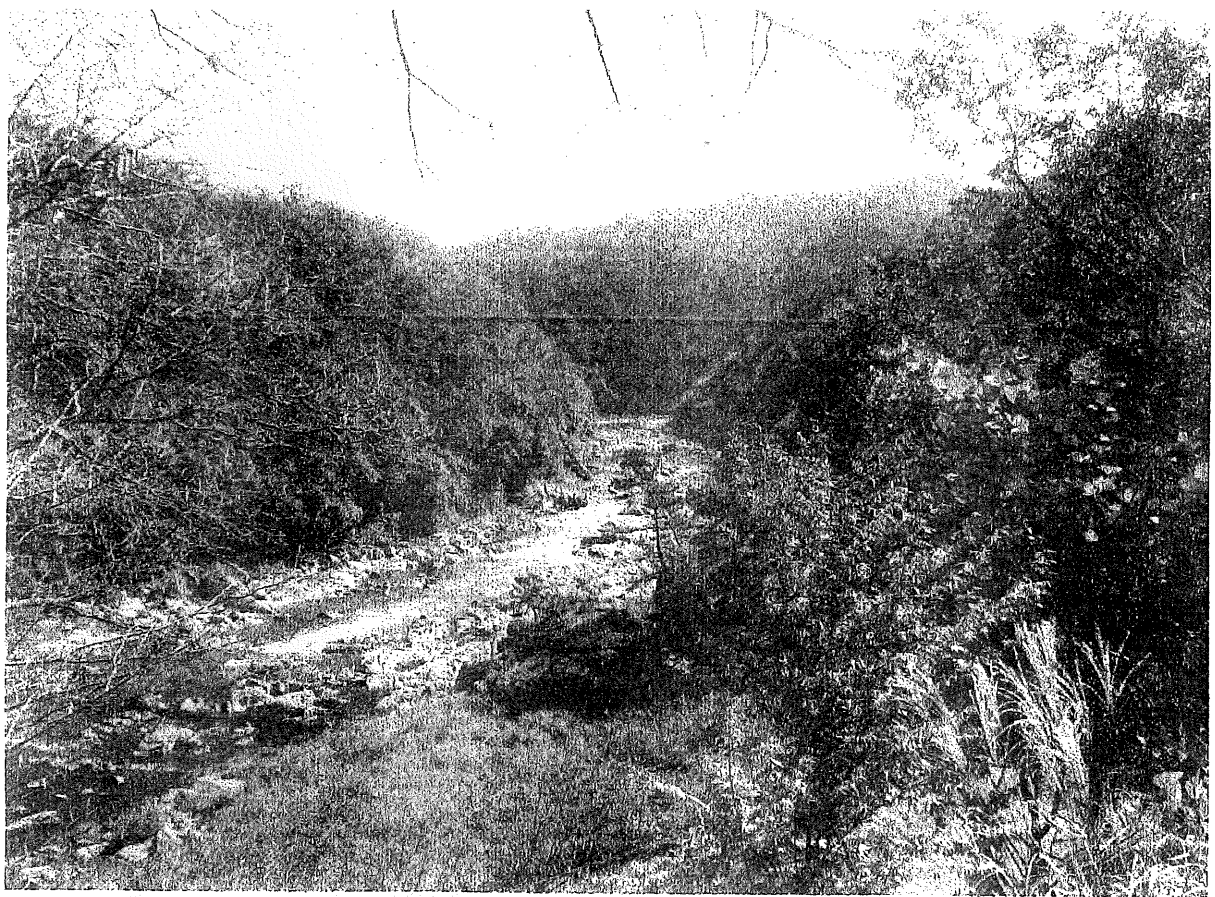


新居地区まちづくり計画 ~~（案）~~

【豊かで住みよい新居の郷プラン】



「岩倉峡」

新居地区住民自治協議会

目 次

I	はじめに -----	1 P
II	新居地区の概要 -----	2 P
III	部会別まちづくり計画	
	1. 健康・福祉部会 -----	3 P
	2. 生活・環境部会 -----	5 P
	3. 教育・文化部会 -----	8 P
	4. スポーツ部会 -----	1 0 P
	5. 産業振興部会 -----	1 2 P

参 考 資 料

新居地区住民自治協議会規約

新居地区住民自治協議会組織図

I はじめに

近年、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分達の地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、平成 16 年 11 月 1 日に合併した伊賀市にも、平成 16 年 12 月に伊賀市の憲法ともいえる「伊賀市自治基本条例」が制定施行されました。

その中で「住民自治」とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいい、その活動母体が住民自治協議会と定められています。当新居地区においても平成 17 年 4 月 10 日に新居地区住民自治協議会が発足しました。その住民自治協議会は、自ら取り組む活動方針や内容を定めた地域まちづくり計画を策定し、市長に届出することが義務づけられています。また、来年度以降は届出したまちづくり計画に基づき事業を実施することになっております。

そこで、当協議会では「新居地区まちづくり計画」の策定をめざし、昨年 8 月から運営委員会委員のメンバーを中心に 5 部会 ①健康・福祉部会 ②生活・環境部会 ③教育・文化部会 ④スポーツ部会 ⑤産業振興部会に分かれて協議を重ね、また、策定した「街づくり計画（案）」を地区の皆様にご覧させていただき、ご意見を反映して策定いたしました。

また、このまちづくり計画は「豊かで住みよい新居の郷プラン」と名付けています。

このまちづくり計画は伊賀市の総合計画に反映していただくと共にこの計画に基づき事業を推進し、新居地区の総合的な発展・振興と住民の安全で豊かな生活をめざし取り組んでいきたいと考えております。

II 新居地区の概要

新居地区は、伊賀市の西北部に位置し、西は島ヶ原区、北は滋賀県甲賀市と諏訪地区、東は三田地区と接し、市街地からは約5kmの距離にあり、東西約5km、南北約4kmのほぼ正方で面積は14.64km²である。また世帯数は、1,271戸、人口は3,605人である。(平成17年10月末現在)

当地区は東高倉、西高倉、岩倉、西山の4自治会からなり、住民は古来から新居壮、新居郷、新居村として共に歩んできたという歴史があり、小学校区と同じであることなどから連帯感、一体感が強く、纏まりのある地区である。

自治会によっては、過疎化しているところがある反面、住宅団地を抱える自治会では人口増加をみているが、将来的には高齢化が訪れることも予想される。

新居地区の南には服部川、木津川が流れ、下流に「岩倉峡公園」があり、北西部は高簾山などの山岳地となって豊かな自然環境に恵まれている。また、高倉神社や補陀落寺の町石など歴史を感じるものや、郷土的価値のあるものも多く存在している。

しかし一方では、幅員の狭い道路や踏切、見通しの悪い道路など、交通上問題となる箇所が多いことや広範な遊水地を抱えていること等が企業進出の妨げとなって地区の発展を阻害している。

農業については、農業従事者の高齢化、中山間地では耕作放棄地や荒廃農地の増加が深刻な問題となっている。そのためには、農業担い手の育成が急がれる。また、環境問題では、木津川をはじめ各河川の水質改善やごみ問題など、今後解決していく課題が多くある。

5部会別(「健康・福祉部会」「生活・環境部会」「教育・文化」「スポーツ部会」「産業振興部会」)の現状と課題、そしてこれに基づくまちづくり事業計画は次ページ以降のとおりである。

Ⅲ 部会別まちづくり計画

1. 健康・福祉部会

◆ 基本方針

福祉が充実し、健康で安心して暮らせる新居のまちづくりを目指す。

◆ 現 状

- ・この地域は、農村落が大部分ということからか、複数世代同居家族が割合に多い。そのためか保育サービス、子育て支援が進んでいない感がある。現在、保育所で乳児から受け入れているが、学童保育は地域性からか、あまり積極的でないようである。その一方で少子化や若年世代の流出で高齢世代家族が大部分となる地区も現出している。
- ・民生児童委員の地道な活動で「いきいきサロン」が定着している。
- ・バリアフリーのまちづくりについては、集議所や地区公民館など公共施設から意識表明が始まっているが、個々にはまだまだその重要性の意識徹底はされていない感がある。
- ・健康維持についての意識は、個々人では熱心であっても、地域全体で取り組む行事はまだまだ少ないようである。

◆ 課 題

- ・保育サービス、子育て支援、学童保育の推進と充実
- ・世代間交流の活動と充実
- ・高齢化に伴う高齢者への「いきいきサロン」等による福祉サービス、生きがい支援の充実
- ・障害者が当たり前に暮らせるよう集議所や公民館等公共施設のバリアフリー化の推進と個々のバリアフリーに対する意識の徹底
- ・積極的な健康管理による健康づくりをするための支援と疾病予防の推進
- ・支えあい、参加する福祉文化をめざし、ボランティア活動や福祉活動への積極的な参加

施策一覧表

健康・福祉部会

事業項目	事業名	実施主体			実施時期			備 考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
健康の維持と推進	健康講座の開催	○			○			
	健康ウォーキングの実施	○			○			
	健康や体力向上のための器具の設置	○			○			
	健康づくりイベントの開催	○			○			
バリアフリー化の促進	住民へのバリアフリーの意識づけ	○			○			
	公共施設のバリアフリー化の促進		○			○		
	公共施設に車椅子の設置	○			○			
子育ての充実	世代間交流会の開催	○			○			
	こども広場の充実		○			○		
	子育て支援センターや学童保育の場の充実		○			○		
高齢者への福祉サービスと生きがい支援の充実	「いきいきサロン」の充実	○			○			
	高齢者が集うサロンの整備と充実		○			○		
	高齢者や一人暮らしの方への支援の充実	○			○			

2. 生活・環境部会

◆ 基本方針

人と自然にやさしい生活環境づくりに努める。

◆ 現 状

- ・農業集落排水が適用されない地区の都市下水道整備が伊賀市になってから遅々としており、自然環境面からも早期整備が望まれる。
- ・新居地区南部は広大な遊水地となっているが、本堤が未完成であり、早期完成させると共に住民の一番心配な内水対策の有効的促進が必要である。
- ・当地区は森林の間を通り抜ける道路が多く、不法投棄されやすい環境にある。不法投棄をさせない取り組みが必要である。
- ・地区内の道路は幅員が狭く、また見通しも悪く交通障害となっているため、生活環境向上や産業発展に影響しているので道路網の早期整備が必要である。
- ・防災については、当地区は昭和28年災害を経験しており、土石流や土砂崩壊、地震などの防災意識の住民への徹底が必要である。また、地区防災組織の見直しや地区一体となった防災訓練などの取り組みが必要である。
- ・防犯については、児童や女性を対象とした犯罪が増えている昨今、小学生下校時のボランティアによる防犯活動が始まっているが、防犯意識の住民への浸透や自主防犯パトロールの実施などの取り組みが必要である。
- ・交通安全については、道路交通法遵守の啓蒙活動、交通安全対策や設備の不備箇所の整備、交通弱者の事故防止の徹底など住民一体となって取り組むことが必要である。

◆ 課 題

- ・農業集落排水が適用されない地区の都市下水道の早期整備
- ・新居地区南部は広大な遊水地となっているが、本堤の早期完成と内水対策の促進
- ・不法投棄しない、させない取り組み
- ・地区内道路の幅員が狭く、見通しも悪い箇所の早期整備
- ・土石流や土砂崩壊、地震などへの住民の防災意識の徹底と地区防災組織の見直しや地区一体となった積極的な防災訓練等の取り組み
- ・防犯意識の住民への浸透や自主防犯パトロールの実施などの取り組み
- ・水害、地震等の災害発生に備え、自主防災組織の見直しと防災訓練の実施
- ・交通安全については、道路交通法遵守の啓蒙活動、交通安全対策や設備の不備箇所の整備及び交通弱者の事故防止の徹底など住民一体となった取り組み
- ・ごみ分別の徹底とごみ減量の推進
- ・花いっぱい運動の推進
- ・地区内清掃や除草による環境整備の推進

施策一覧表

生活・環境部会

事業項目	事業名	実施主体			実施時期			備 考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
防災、防犯の取り組み	住民の防災意識の高揚	○			○			
	防災組織の見直し	○			○			
	災害発生危険箇所の把握		○		○			
	消火訓練、避難訓練、救命講習会などの実施		○		○			
	内水対策の促進			○		○		
	地区住民の防犯意識の高揚		○		○			
	街灯（防犯灯）の設置							
	ボランティアによる自主防犯パトロールの実施	○			○			
	高齢者や一人暮らしへの防災、防犯支援の充実	○			○			
交通安全の取り組み	住民一体となった交通事故ゼロの取り組み		○		○			
	交通安全講座の開催		○		○			

事業項目	事業名	実施主体			実施時期			備 考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
ごみの減量等の推進	ごみ分別の徹底とごみ減量の推進		○		○			
	不法投棄をしない、させない取り組み		○		○			
生活基盤の向上	生活排水施設の早期整備		○			○		
	道路幅員の拡幅や改良と道路網の早期整備			○		○		
自然環境の保全	河川の水質向上と自然保護		○			○		
	里山の整備		○			○		
生活環境の向上	花いっぱい運動の推進	○			○			
	ボランティア活動による地区内清掃や除草等の実施	○			○			
河川の整備	河川の浚渫			○	○			

3. 教育・文化部会

◆ 基本方針

住民一人ひとりの生活の安全が守られ、文化の継承や世代間交流が図られ、活力と創造性がある豊かに暮らせる地域をつくる。

◆ 現 状

- ・文化や芸能サークルの現状は、ほとんどが生涯学習として高齢者の参加が主である。
- ・地区文化祭は、平成17年度で16回目を迎え、作品の部と芸能の部に分かれ盛大に実施しているが、照明や音響機器等の大半は地元のボランティアに頼っているのが現状である。
- ・作品展は文化祭での1日のみで、多くの方々に観てもらうためには展示期間等を考慮した開催が必要である。
- ・新居地区の文化財、伝統芸能、祭事などを継承していくために、地区史誌を発行する。
- ・人権啓発については、人権講座を年1回実施してきたが、もっと住民に人権の大切さを認識してもらうためには啓発活動を増やす必要がある。

◆ 課 題

- ・地区の未来と活性化につながり、若年層も参加しやすいテーマを考えた文化や芸能サークルの開設
- ・地区歌謡祭の開催
- ・地区文化祭で使用する照明や音響機器等の調達方について、今後継続実施するための検討
- ・展示期間を長く設定した作品展の開催
- ・地区史誌の発行
- ・人権啓発活動の積極的な開催

教育・文化部会

事業項目	事業名	実施主体			実施時期			備 考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
生涯学習の推進と地域文化の向上	地区文化祭の開催	○			○			
	地区作品展の開催	○			○			
	地区歌謡祭の開催	○			○			
	若年層が参加できる文化サークルの開催	○			○			
人権啓発の推進	人権啓発講座の開催	○			○			
	人権啓発パネル展の開催	○			○			
伝統行事、文化財の継承	伝統行事の継承と保護 (なすび祭り、獅子舞など)		○					
	文化財の保護と継承		○			○		
	地区史誌の発行		○			○		
教育の充実	校区再編に伴う新居地区に小学校の存続		○		○			

4. スポーツ部会

◆ 基本方針

住民一人ひとりの生活の安全が守られ、文化の継承や世代間交流が
られ、活力と創造性がある豊かに暮らせる地域をつくる。

◆ 現 状

- ・地区スポーツ活性化については、地区体育祭は伝統があり、平成 17 年度で 35 回目を迎えるが、今後もプログラムの内容を見直し、あらゆる世代が楽しく参加できるように努める。
- ・少子化でスポーツ人口の減少が見られるなか、既存スポーツの活性化はもちろん、子供からお年寄りまで参加できるニュースポーツの普及が重要である。

◆ 課 題

- ・地区体育祭の競技内容の見直し
- ・伝統行事の継承と保護
- ・校区再編に伴う小学校の地区内存続の運動
- ・ニュースポーツの普及と競技人口増加の努力

スポーツ部会

事業項目	事業名	実施主体			実施時期			備 考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
地域スポーツの活性化	地区体育祭の開催	○			○			
	地区スポーツ大会の開催	○			○			
	各種スポーツ大会への参加	○			○			
	ニュースポーツの普及	○			○			

4. 産業振興部会

◆ 基本方針

農地整備と担い手の育成による農産業の活性化および豊かな自然と文化遺産を生かした地域交流の拡大、発展を目指す。

◆ 現 状

- ・ 農業者の大部分が小規模農業者である。
- ・ 関西線の北は、ほ場の条件は小さくほとんど整備されていないため作業効率が悪い。
- ・ 耕作放棄地が多く、全農家の52%が放棄地を有している。
- ・ 農業専従者がいる農家は14%で、ほとんどが他産業への就労者である。
- ・ 農業に従事した人のうち60才以上が約半数を占めている。
- ・ 農業従事者の中で農業後継者と考えられる人は、10%を切っている。
- ・ 地域住民の交流の場として地区文化祭は実施しているが、夏祭りや農業祭など地区外を含めたイベントに乏しい。
- ・ 農地の荒廃や植林山林の手入不足が拡大している。また、自然林育成不足からか鳥獣被害も増加しており、環境保全の方向検討も必要である。
- ・ 農地の集約化、農作業の効率化によるコストの軽減が困難である。

◆ 課 題

- ・ 退職者、高齢者による園芸、貸農園の展開
- ・ 地場産品展示即売会の開催
- ・ 地域活性化方策の研究
- ・ 農業地域の環境整備
- ・ 鳥獣被害への共同防衛対応の強化
- ・ 受委託農業の拡大
- ・ 農業担い手の育成
- ・ 営農組織の検討
- ・ 森林保全の取り組み
- ・ ハイキングコース、高旗山登山道の整備
- ・ 観光振興と集客交流の拡大
- ・ 働く場の確保
- ・ JR関西線の電化促進等公共交通機関の整備

施策一覧表

産業振興部会

事業項目	事業名	実施主体			実施時期			備 考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
地域農業の活性化と継承	退職者、高齢者による園芸、貸農園の展開	○			○			
	地場産品展示即売会の開催	○			○			
	地域活性化グループの育成	○			○			
	農業地域の環境整備		○			○		
	受委託農業の拡大		○			○		
	農業担い手の育成		○			○		
	有害鳥獣被害防止対策の推進		○		○			
	営農組織の検討		○		○			
森林保全	森林整備と保全		○				○	
観光客の誘致と交流	ハイキングコース、高旗山登山道の整備		○			○		
	観光振興と集客交流イベントの開催		○			○		

事業項目	事業名	実施主体			実施時期			備 考
		地域	協働	行政	短期	中期	長期	
若年者就労場所の確保	働く場の誘致と確保			○		○		
公共交通機関の整備	J R 関西線の電化促進等 公共交通機関の整備			○		○		

参 考 資 料

新居地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い新居地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を新居地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。
伊賀市西高倉4644番地の2 新居地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は新居地区内とする。ただし、他の協議会との協力・連携し活動する場合はこの限りでない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化活動
- (5) スポーツ活動
- (6) 産業振興活動
- (7) 交流活動
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする

- (1) 新居地区に居住する住民
- (2) 新居地区に所在する事業所
- (3) 新居住民で活動する自治会、団体
- (4) その他運営委員会が必要と認めた者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長	若干名
会 計	1 名
監 査	2 名
部 会 長	6 名
事務局長	1 名

- 2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。
- 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 部会長は各部会において選出する。

(役員の職務)

第 8 条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- (5) 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の任期)

第 9 条 前条の役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残留期間とする。

第3章 会議

(会議)

第 10 条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という。）とする。

(会議の開催及び運営)

第 11 条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第 12 条 総会は、運営委員会委員及び実行委員会部会長をもって構成する。

- 2 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5. 総会は次の事項を決定する。

- (1) 新居地区まちづくり計画
- (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意
- (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関する事
- (4) その他、重要事項に関する事

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、役員（監事を除く。）および各自治会から選出された者により構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が召集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、実行委員会を置く。

- 2 実行委員会に次の部会を置く。

- (1) 広報部会
- (2) 健康・福祉部会
- (3) スポーツ部会
- (4) 生活・環境部会
- (5) 教育・文化部会
- (6) 産業振興部会

- 3 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。
- 4 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第15条 部会間の調整は運営委員会が当たることとする。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りでない。

第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営などに要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第17条 会費は1戸あたり年額700円とする。

第5章 その他

(規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第19条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

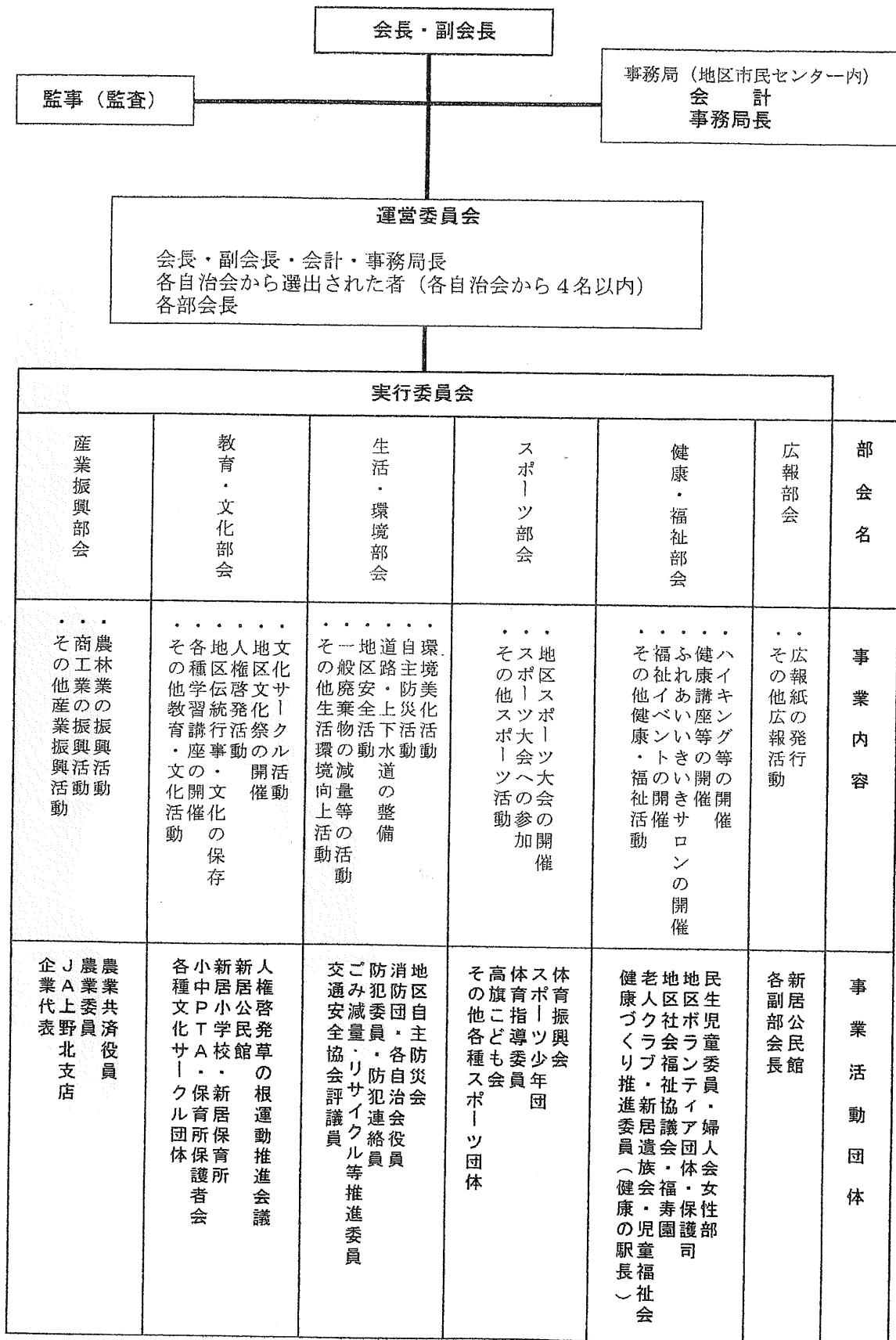
1 この規約は、平成17年4月10日から施行する。

2 役員の任期は、平成17年度に限り平成18年3月31日までとする。

附則

1 この規約は、令和5年5月18日から施行する。

新居地区住民自治協議会組織図



役員は会長、副会長、会計、監事、部会長、および事務局長をいう。